

お客様各位

協同組合クリエイトヒット
〒462-0017
名古屋市北区落合町200番地
TEL:052-938-5588
FAX:052-901-7755

令和5年度最低賃金の改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年度地域別最低賃金が以下のように改定
されますので、ご案内申し上げます。

敬具

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日	都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
	本年度	昨年度			本年度	昨年度	
北海道	960	920	令和5年10月01日	滋賀	967	927	令和5年10月01日
青森	898	853	令和5年10月07日	京都	1008	968	令和5年10月06日
岩手	893	854	令和5年10月04日	大阪	1064	1023	令和5年10月01日
宮城	923	883	令和5年10月01日	兵庫	1001	960	令和5年10月01日
秋田	897	853	令和5年10月01日	奈良	936	896	令和5年10月01日
山形	900	854	令和5年10月14日	和歌山	929	889	令和5年10月01日
福島	900	858	令和5年10月01日	鳥取	900	854	令和5年10月05日
茨城	953	911	令和5年10月01日	島根	904	857	令和5年10月06日
栃木	954	913	令和5年10月01日	岡山	932	892	令和5年10月01日
群馬	935	895	令和5年10月05日	広島	970	930	令和5年10月01日
埼玉	1028	987	令和5年10月01日	山口	928	888	令和5年10月01日
千葉	1026	984	令和5年10月01日	徳島	896	855	令和5年10月01日
東京	1113	1072	令和5年10月01日	香川	918	878	令和5年10月01日
神奈川	1112	1071	令和5年10月01日	愛媛	897	853	令和5年10月06日
新潟	931	890	令和5年10月01日	高知	897	853	令和5年10月08日
富山	948	908	令和5年10月01日	福岡	941	900	令和5年10月06日
石川	933	891	令和5年10月04日	佐賀	900	853	令和5年10月14日
福井	931	888	令和5年10月01日	長崎	898	853	令和5年10月13日
山梨	938	898	令和5年10月01日	熊本	898	853	令和5年10月08日
長野	948	908	令和5年10月01日	大分	899	854	令和5年10月06日
岐阜	950	910	令和5年10月01日	宮崎	897	853	令和5年10月06日
静岡	984	944	令和5年10月01日	鹿児島	897	853	令和5年10月06日
愛知	1027	986	令和5年10月01日	沖縄	896	853	令和5年10月08日
三重	973	933	令和5年10月01日				

※ 特定（産業別）最低賃金を適用されている企業様につきましては、
お手数ですが、当組合の実習生事業担当までお問い合わせください。

※ 当情報は厚生労働省ホームページにて、ご覧いただけます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumchiran/